

指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月7日から 令和7年8月6日 (3か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第6号	令和7年5月7日	エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不当であると認められるので、指名停止を行うものである。
2	不正又は不誠実な行為	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 日本キャタピラー合同会社 職務執行者 本田 博人	令和7年7月16日から 令和7年8月15日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年7月16日	左記業者は、令和7年7月11日に開札した南房総市発注の「千倉清掃センター重機購入」において、落札候補者となったにもかかわらず、入札書記載金額の誤りを理由に落札候補者の辞退を申し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不当であると認められるので、指名停止を行うものである。